平成25年3月28日 学長伺定

(目的)

第1条 室蘭工業大学の大学院博士後期課程(以下「博士後期課程」という。)に在籍している社会人学生の修学を支援することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要項の社会人学生とは、以下の者をいう。
 - (1)室蘭工業大学大学院工学研究科規則第4条第3項(大学院設置基準第14条)による教育研究指導を受けている者
 - (2) 前号以外のもので、定職を有している者

(免除対象者)

- 第3条 博士後期課程に在籍している社会人学生で、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 人物・学力ともに優れている者
 - (2) 在学期間が3年(長期履修学生は許可された長期履修期間)を超えていない者

(免除金額)

第4条 半期分毎の授業料半額とする。

(免除期間)

第5条 入学時から修了時までの3年間とする。ただし、長期履修学生は、許可された長期履修期間とする。

(休学期間の取り扱い)

第6条 休学期間については、免除の対象外とする。ただし、免除後に休学を許可された場合には、 その免除金額の基礎となる期間は、免除期間に算入する。

(申請期限)

第7条 前期分は4月末日、後期分は10月末日とする。

(免除の手続き)

- 第8条 免除の申請をする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 室蘭工業大学大学院博士後期課程社会人学生授業料免除申請書
 - (2) 室蘭工業大学大学院博士後期課程社会人学生授業料免除推薦書
 - (3) 在職証明書
 - (4) その他必要な書類

(選考)

第9条 書類審査の上, 学長が選考する。

附則

この要項は、平成25年4月1日から実施し、平成25年度入学者から適用する。